

使用開始日：2011.08.12

アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンド

追加型投信／海外／債券

愛称：りそな ペア・インカム

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年2月9日に関東財務局長に提出しており、平成23年2月10日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載しております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	年12回 (毎月)	北米・欧州	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2011年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

1兆4,994億円(2011年5月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社 りそな銀行

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、主として、米国債券市場(社債等)へ投資するファンドと、ユーロ債券市場(国債等公共債・国際機関債・社債等)へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

◎ファンドの特色

1 原則として毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行うことを目指します。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

2 米国とユーロ各国の国債等公共債・国際機関債・社債等へ幅広く投資します。

- 米国債券市場(社債等)へ投資するファンドとユーロ債券市場(国債等公共債・国際機関債・社債等)へ投資するファンドの組入比率は、原則として、均等配分を基本とします。

国債等公共債：国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債といいます。

国際機関債：国際機関が発行する債券です。

社債：企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債および新株引受権付社債（ワラント債）のことを指します。

- 各投資信託証券の組入対象債券の格付は、原則として、投資適格債(トリプルB格[BBB-/Baa3]以上)とします。

※「格付」とは、債券などの元本および利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものといいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低く(信用リスクが大きく)なります。

3 市場と通貨がペアです。

- 米国とユーロの2大債券市場に投資します。

- 米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めます。

*米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めますが、円高歩高など外国為替相場等の影響により、為替変動リスクが軽減されない場合があります。

4 2つの運用会社が運用を行う、2種類のファンドに投資します。

- 米国はドイチ・アセット・マネジメント株式会社が運用する「ドイチ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」に、ユーロはアムンディが運用する「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート*」および「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト*」に投資します。

※ 2011年6月24日付でファンドの名称が「Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド」および「Amundi Funds ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド」から上記名称に変更になりました。投資方針等には変更はございません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式[※]で運用します。

※ 投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託に投資する投資信託のことをいいます。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

<イメージ図>



※ キャッシュポジションを除いた資産におけるおよその比率です。この比率は変更することがあります。

<主要投資対象とするファンドの概要>

ドイチェ・米国投資適格社債ファンド (適格機関投資家専用)

設 定 日: 2003年11月17日

投 資 対 象: マザーファンドを通じて主に米国の事業債
ベンチマーク: バークレイズ・キャピタル米国社債
インデックス* A

純 資 産: 約161.5億円 (2011年5月末現在)
運 用 会 社: ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社: ドイチェ・インベストメント・マネジメント・
アメリカズ・インク

Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート

設 定 日: 1991年1月2日

投 資 対 象: 主にユーロ建の国債等公共債・
国際機関債・社債

ベンチマーク: バークレイズ・キャピタル・ユーロ総合
インデックス* B

純 資 産: 約276.9百万ユーロ (約322.0億円、1ユーロ
=116.27円) (2011年5月末現在)

運 用 会 社: アムンディ

Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト

設 定 日: 1999年2月1日

投 資 対 象: 主にユーロ建の社債

ベンチマーク: バークレイズ・キャピタル・ユーロ社債
インデックス* C

純 資 産: 約340.2百万ユーロ (約395.5億円、1ユーロ
=116.27円) (2011年5月末現在)

運 用 会 社: アムンディ

※各インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスです。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。

<ファンドの参考指数>上記 A 、 B および C のベンチマークから算出される合成指数です。
ファンドの参考指数 = A ベンチマーク×50%+ B ベンチマーク×10%+ C ベンチマーク×40%

■ドイチェ・アセット・マネジメント・グループ概要

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループはドイツ銀行グループの一員であり、約62兆円^{※1}の運用資産を有する資産運用グループです。債券運用残高は約29兆円^{※1}、そのうち米国債券運用は約10兆円^{※1}です。世界約30都市以上^{※2}に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。

※1 2011年3月末現在、換算レート: 1ユーロ=117.6円 ※2 2010年12月末現在

■アムンディ概要

アムンディは、運用資産規模で6,895億ユーロ(約74兆円、1ユーロ=107.90円で換算。2010年12月末現在)を超える、欧州第3位^{*}、世界ではトップ・テン^{*}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

※ インベストメント・ベンジョン・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2010年6月版 (数値は2009年12月末現在))

◎主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

債券について

債券とは、国、地方公共団体、企業などが一時的(短期～長期)に広く一般の投資家からまとまった資金を調達することを目的として発行するものです。

○発行体による分類(債券の種類)

- 国債**とは国が発行する債券です。
- 社債**とは企業が発行する債券です。

* 債券の種類は上記以外にもあります。

<イメージ図>

債券の仕組み



○信用度による分類

■債券の格付・利回りと信用リスク

低い		スタンダード&プアーズ社	ムーディーズ社
投資適格債 (BBB格以上)	AAA	+ — +	Aaa Aa A Baa
	AA	+ — +	Aa A A Baa
	A	+ — +	A A A Baa
	BBB	+ — +	Baa Baa Baa Baa
	BB	+ — +	Ba Ba Ba Ba
	B	+ — +	B B B B
	CCC	+ — +	Caa Caa Caa Caa
	CC		Ca Ca
	C		C C

主要投資対象

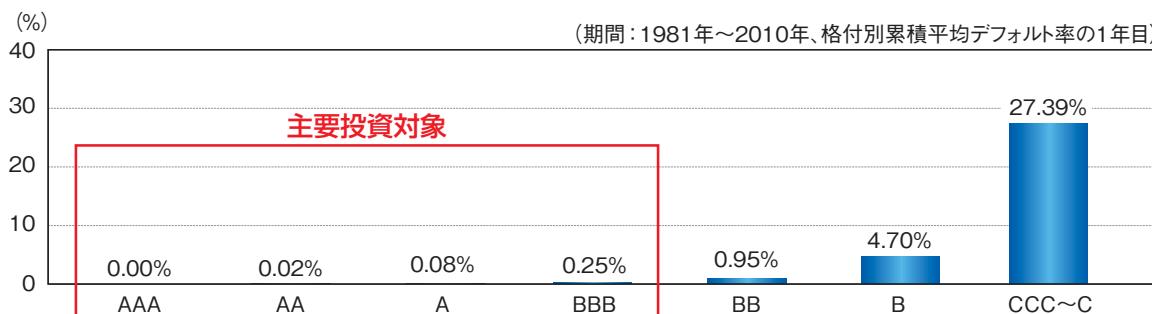
出所:2011年5月末のスタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社のホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。スタンダード&プアーズ社のD格は省略。

債券は上記以外にも、発行形態、償還までの期間等様々な方法で分類されます。

ファンドは、主に米国とヨーロッパの**投資適格債**に投資します。

投資適格債は、ハイイールド債に比べて信用度が高い債券です。

■格付別年間平均デフォルト※率



出所: スタンダード&プアーズ社「グローバル・コーポレート・デフォルト・スタディー2010年版」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※債券の元利金（利息および償還金）の支払いが当初決められた通りにできなくなることをいいます。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

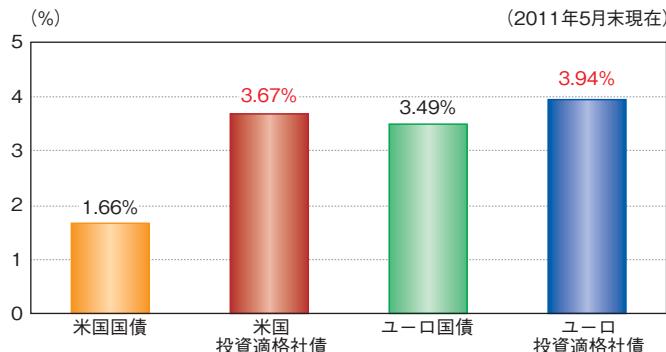
追加的記載事項

社債の特徴と魅力

◎国債より高い利回り

通常、償還までの期間が同じ債券の場合、国債よりも社債の利回りが高くなります。
ただし、信用リスクは国債よりも高くなります。

■債券利回り



出所: バークレイズ・キャピタルのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*税金・費用等は考慮しておりません。

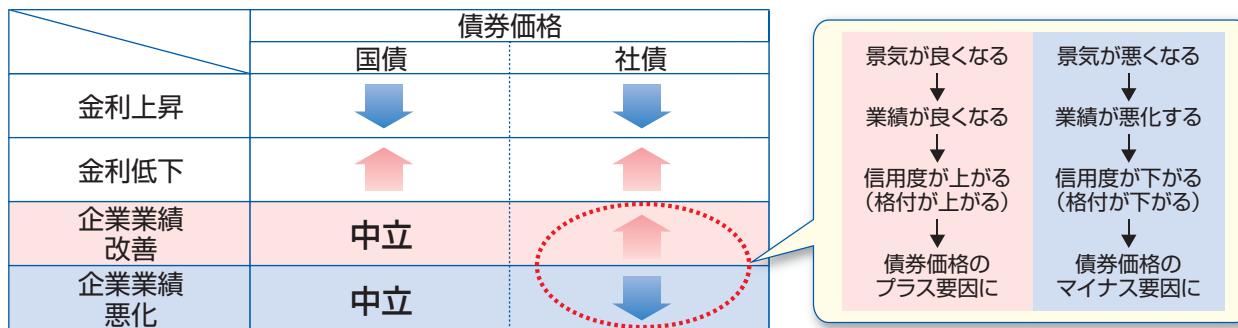
*米国国債にはバークレイズ・キャピタル米国国債インデックス、米国投資適格社債にはバークレイズ・キャピタル米国投資適格社債インデックス、欧州国債にはバークレイズ・キャピタル・ユーロ国債インデックス、欧州投資適格社債にはバークレイズ・キャピタル・ユーロ社債インデックス（投資適格社債のみ）を使用しています。

*上記各インデックスは、バークレイズ・バンク・ペーパルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスです。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。

◎企業業績が債券価格に影響します

景気回復時には、企業業績が改善し、社債の価格の上昇が期待できるという一面もあります。

■金利・企業業績と債券価格(イメージ)

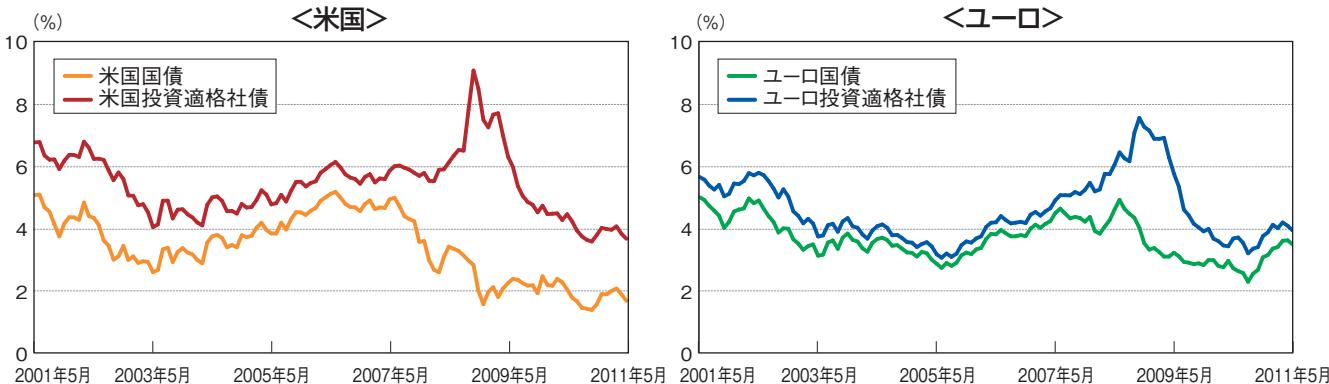


*上記表は、過去の事実から得られた一般的な傾向・特徴を示したものであり、現在および将来の債券の値動きが上記表の通りとなることを示唆または保証するものではありません。

■投資適格債の利回り推移

国債と社債の動きが異なる局面が見られます。

(期間:2001年5月～2011年5月、月次)



出所: バークレイズ・キャピタルのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*税金・費用等は考慮しておりません。

*米国国債にはバークレイズ・キャピタル米国国債インデックス、米国投資適格社債にはバークレイズ・キャピタル米国投資適格社債インデックスを使用しています。

*ユーロ国債にはバークレイズ・キャピタル・ユーロ国債インデックス、ユーロ投資適格社債にはバークレイズ・キャピタル・ユーロ社債インデックス（投資適格社債のみ）を使用しています。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

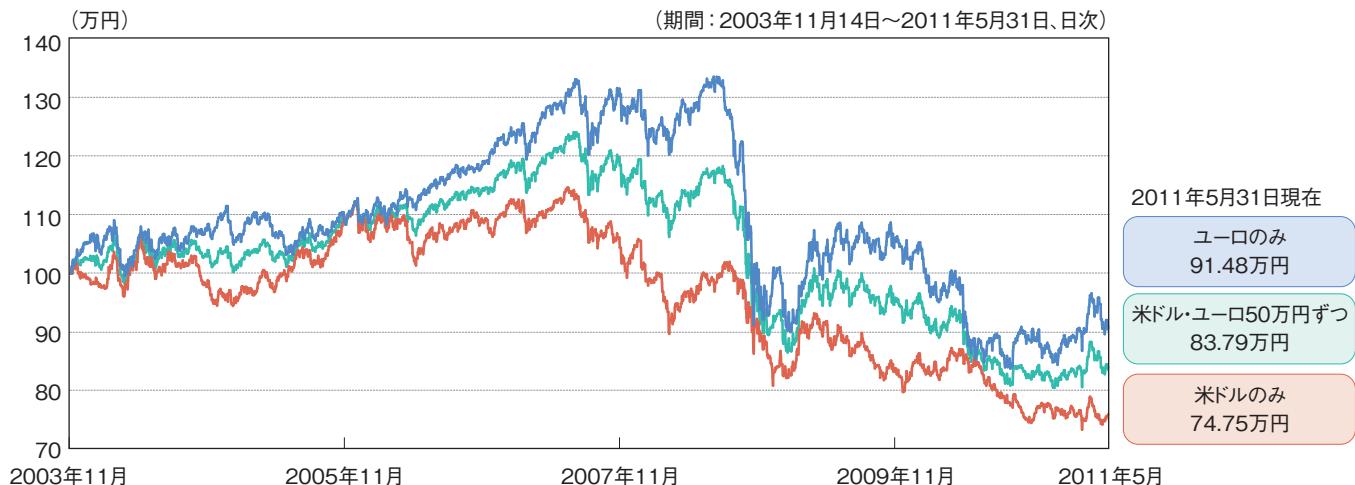
為替の推移

○米ドルとユーロのペアの効果

ファンドは、米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めます。

■米ドルとユーロに投資した場合

ファンド設定日(2003年11月14日)に「米ドル100万円」、「ユーロ100万円」、「米ドルとユーロ50万円ずつ」投資した場合



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*金利収入・為替手数料等は考慮していません。

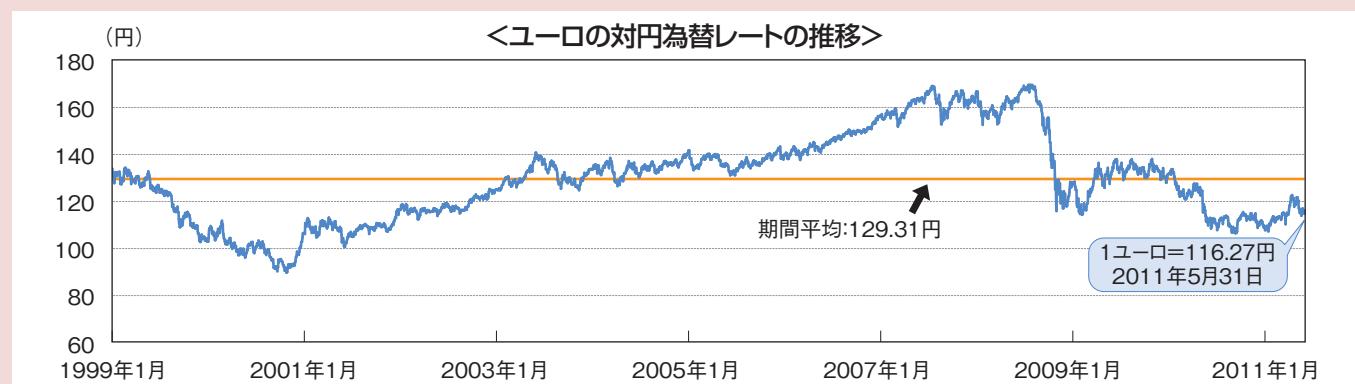
*過去のデータに基づき作成したものであり、将来を示唆あるいは予測するものではありません。

*上記は一例であり、実際のポートフォリオは米ドルとユーロが均等（50%ずつ）とは限りません。

*投資対象地域・通貨を分散した場合でも、円高歩高等外國為替相場の変動等の影響により、為替変動リスクが軽減されない場合があります。

■対円為替レートの推移

(期間:1999年1月4日～2011年5月31日、日次)



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

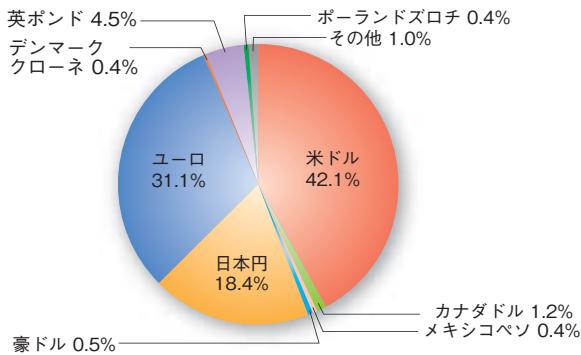
ご参考：米国債券市場、ユーロ債券市場に投資する理由

◎米国とユーロは世界の2大債券市場です

世界の債券市場において米ドル・ユーロは大きなシェアを占めています。

■世界の債券市場規模（通貨別）

シティグループ 世界BIG債券インデックス 通貨別時価総額構成比率(2011年6月)



出所：シティグループ・グローバル・マーケット・インクのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

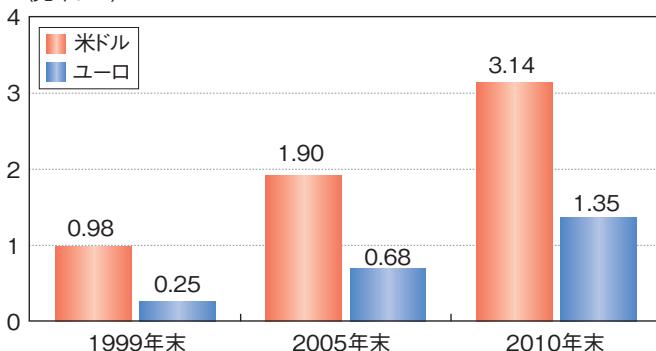
*左記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。
*左記は、通貨別のシェアを表したものであり、地域別区分を表したものではありません。

◎米ドルとユーロは世界の2大通貨です

基軸通貨である米ドルと国際金融市場での存在感が増すユーロは、世界の2大通貨です。

■外貨準備：通貨別の推移（米ドル・ユーロ）

(兆米ドル)



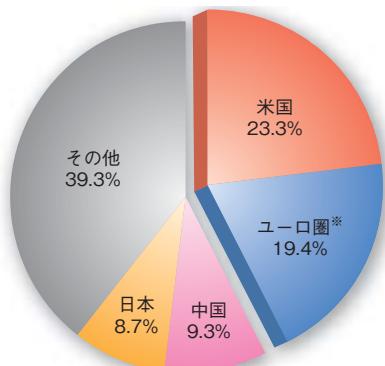
●外貨準備とは、通貨当局が為替介入に使用する資金であるほか、通貨危機などによって、他国に対して外貨建債務の返済などが困難になった場合に使用する準備資産のことと言います。

出所：IMFのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

◎米国とユーロ圏は世界経済の中心です

世界のGDPの約40%を米国、ユーロ圏※が占めています。

■主要国・地域の名目GDPシェア（2010年）



●GDP(国内総生産)とは、国内で生み出されたモノやサービスの金額を合計したものです。その国の経済の力の目安によく用いられます。

出所：米ドルベース。IMF「世界経済見通し2011年4月」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*2010年末時点ではオーストリア、ベルギー、キプロス、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペインの16ヵ国(2011年1月1日よりエストニアが加わり17ヵ国となっています)。

*左記数値の合計は、四捨五入の影響で100%とならない場合があります。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

◎基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。** ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。** ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

① 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする日本籍およびルクセンブルク籍の投資信託証券は、主に米国債券市場およびユーロ債券市場の公社債等を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の政治状況および財政状況、経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。
当該債券の価格が下落した場合にはファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

③ 為替変動リスク

ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な投資対象である米国債券市場およびユーロ債券市場の公社債等は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向があります。反対に円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

④ 信用リスク

発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、**ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。** ファンドが組入れる投資信託証券の組入債券の格付は、原則としてトリプルB格(BBB-/Baa3)以上の投資適格債とし、信用リスクの低減を図ります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

2. 規制の変更

ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

3. 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

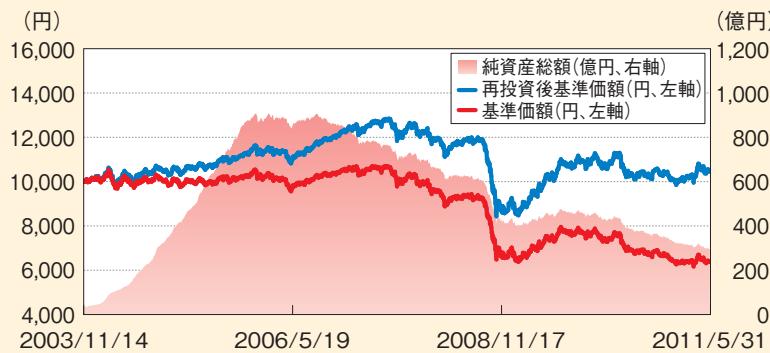
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が隨時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

○基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして表示しています。

*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基 準 価 額	6,408円	純 資 産 総 額	294.7億円
---------	--------	-----------	---------

○分配の推移

決算日	分配金
85期(2011年 1月12日)	55円
86期(2011年 2月14日)	55円
87期(2011年 3月14日)	55円
88期(2011年 4月12日)	55円
89期(2011年 5月12日)	55円
直近1年間累計	660円
設定来累計	4,242円

*分配金は1万口当たり・税引前です。

*直近5期分を表示しています。

○主要な資産の状況

◆資産配分

内 訳	比 率 (%)
ドイチュ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	48.81
Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド	4.74
Amundi Funds ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド	44.72
現金等	1.73
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。

*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

*現金等には未払諸費用等を含みます。

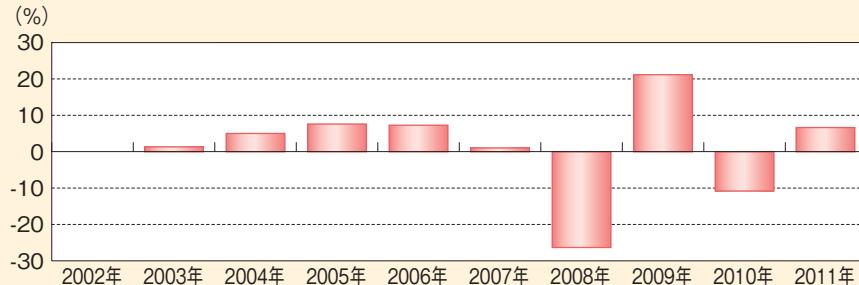
◆組入ファンドの上位5銘柄

ドイチュ・米国投資適格社債マザーファンド ^{※1}			Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンド			Amundi Funds ユーロ・コーポレイト・ボンド・ファンド		
銘柄	クーポン(%)	比率(%)	銘柄	クーポン(%)	比率(%) ^{※2}	銘柄	クーポン(%)	比率(%) ^{※2}
1 JPモルガンチース 6.3% 04/23/19	6.300	3.14	1 イタリア国債	5.000	5.88	1 バンク・オブ・アメリカ	7.000	1.45
2 シティグループ 6.125% 05/15/18	6.125	2.78	2 ドイツ国債	4.250	4.11	2 シティグループ	7.375	1.41
3 TCI ミュンキョウ 8.75% 08/01/15	8.750	2.46	3 オランダ国債	4.500	4.10	3 ナショナル・グリッド	3.250	1.33
4 バンク・オブ・アメリカ 7.8% 09/15/16	7.800	2.33	4 フランス国債	3.250	3.73	4 ロイズTSB銀行	6.375	1.24
5 GE キャピタル 6.9% 09/15/15	6.900	2.19	5 イタリア国債	4.250	3.34	5 カーニバル	4.250	1.20
組入全銘柄数			111	組入全銘柄数		156	組入全銘柄数	

※1 ドイチュ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)のマザーファンドの組入銘柄とマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

※2 比率は、各マスターファンドの純資産総額に対する割合です。

○年間收益率の推移



*年間收益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

*ファンドにはベンチマークはありません。

*2003年は設定日(11月14日)から年末までの騰落率、2011年は年初から5月31日までの騰落率を表示しています。

○期間別騰落率

期 間	騰落率(%)
1カ月	-1.76
3カ月	3.54
6カ月	2.34
1年	1.20
3年	-10.89
設定来	5.15

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合）には、受け付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成23年2月10日から平成24年2月14日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金の申込受付を中止することおよび購入の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。（設定日：平成15年11月14日）
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年12回決算、原則毎月12日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年12回、毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月、11月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

*上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は2.1%（税抜2.0%）です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.8715%（税抜0.83%）以内 ^{*1} を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 ※1 平成23年5月末現在：年率0.7665%（税抜0.73%） 〔信託報酬の配分〕 <table border="1"><thead><tr><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.21% (税抜0.20%)以内^{*2}</td><td>0.63% (税抜0.60%)以内^{*3}</td><td>0.0315% (税抜0.03%)</td></tr></tbody></table> ※2 平成23年5月末現在：年率0.21%（税抜0.20%） ※3 平成23年5月末現在：年率0.525%（税抜0.50%） 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	委託会社	販売会社	受託会社	0.21% (税抜0.20%)以内 ^{*2}	0.63% (税抜0.60%)以内 ^{*3}	0.0315% (税抜0.03%)
委託会社	販売会社	受託会社						
0.21% (税抜0.20%)以内 ^{*2}	0.63% (税抜0.60%)以内 ^{*3}	0.0315% (税抜0.03%)						
投資対象とする投資信託証券	「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」 純資産総額に対して年率0.5775%（税抜0.55%） 「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」 「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト」 各ファンド：純資産総額に対して年率0.40%*（毎月分配クラス） ※日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬）に関しては消費税等が課されません。							
実質的な負担	純資産総額に対して年率約1.2462%*（税込・概算値） 平成23年5月末現在の組入投資信託証券の各組入比率を考慮して算出しております。 ※ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によって、実質的な信託報酬率は変動します。							
その他の費用・手数料	実質組入有価証券の売買委託手数料、資金の借入れにかかる借入金の利息、信託事務等の諸費用等は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。 監査費用等（上限85万円（1回当たり、税込）（本書作成日現在））は5月および11月の計算期間の末日の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。							

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10%

◆上記は、平成23年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

